別紙（５）

令和７年度　調布市立緑ヶ丘小学校「学校いじめ防止対策基本方針」

○いじめ防止対策に関する法令等
- いじめ防止対策推進法
- 東京都いじめ防止対策推進条例
- 調布市子ども条例
- 調布市教育委員会教育目標及び基本方針
- 調布市教育委員会「いじめ防止対策委員会」設置実施要項等

目指す児童・生徒像

学校教育目標　○礼儀正しくきまりを守る子
◎よく考え進んでやりぬく子
○明るい心とじょうぶな体の子

○目標策定の方針
- 明るく、穏やかな児童が多い反面、レジリエンスの低い児童も多い。安定した家庭に育った児童も多く、保護者からの期待が大きい。悪質ないじめではないが、被害児童側がいじめと強く認識する事案がある。
- 学校関係者や地域の方からは、あいさつ等で褒められるような児童が多く、地域で子供を育てる環境がある。

いじめ防止等に関する学校の目標

○「いじめをしない、させない、放っておかない」学校をつくる。
・毎学期のいじめアンケートや細かな児童観察により、いじめを積極的に認知しいじめの早期発見に努める。全教職員の認知の共通化を徹底する。
・いじめの問題への対応は、組織で対応し、適切かつ迅速に対処する。今まで以上に，児童・生徒一人一人を丁寧に見て、解消を図る
・どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

○教職員の指導力の向上
- いじめの未然防止のため、教育相談研修会を年に３回実施。

○学校の組織的対応
- 年３回，アンケートを実施して，子供一人一人の状況を把握し，必要な場合は児童への聴き取りを実施。軽微なものも管理職・生活指導主任に報告し、場合によって、いじめ対策委員会を開く。

いじめの未然防止・早期発見のために

【いじめの未然防止】
- いじめ防止等の対策のための「組織」の構築　⇒「緑ヶ丘小学校いじめ防止対策委員会」
（校長・副校長・生活指導主任・生活指導部・養護教諭・スクールカウンセラー・担任）
- 「いじめ相談窓口」の設置　（担当者：管理職・生活指導主任・主幹教諭）
児童・保護者・地域への周知方法…保護者会、学校だより、ホームページなど
- 校内研修の充実
職層に応じた指導内容の研鑽と「人権教育プログラム」を活用した全体研修を実施する
- 「たてわり班活動」「あいさつ運動」（通年）、「いのちと心の教育月間」におけるストップいじめ集会など児童主体の開発的な取組の推進
- インターネットを通して行われるいじめに対する対策について、アンケート調査実施による実態把握
- スマートフォン、携帯電話などによるいじめの未然防止を図るための外部機関の活用
情報モラル教育の推進
- いじめ根絶について、保護者会・学校便り等を活用した家庭・地域に対しての啓発及び協力依頼

【早期発見】
- いじめアンケート調査の実施（ふれあい月間）・いじめに関する調査（チェックシート）の活用
- １学期中に５年生のスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- 全教員による校内巡回等を通した子供の見守りの強化、教育相談週間など学級担任以外との保護者との関係性の構築
- 疑いでも直ちに管理職・生活指導主任に報告

○スクールカウンセラーとの連携
- 児童・生徒の実態把握やケアの取組内容
- 個別指導計画の策定と SC との共有。
- こころの教室での児童の相談を聞く時間を設けて行く。個別面談の充実。
- 校内委員会等への SC の参画

○保護者・地域との連携
- あいさつ運動や総合的な学習の時間などでの交流。
- 関係機関・専門機関との連携(専門家チーム・教育相談所・きこえとことばの教室・太陽の子・民生児童委員・すこやか等
- 学校医・医療機関との連携
- スクールカウンセラーの紹介
- 児童館や学童クラブ、あそビバ等との連携。

具体的ないじめへの対応（早期発見，重大事態への対応）

生活指導主任会報告内容の場合（学校が「学校いじめ対策委員会」等で組織的に話合い，対応する場合）

①実態把握の観点	②指導・支援の基本姿勢	③＜被害児童・生徒の支援＞
・関わった児童 ・いじめがあった時・場所 ・いじめの内容・背景 ・児童の心理 ・いじめの全体像	「緑ヶ丘小学校いじめ対策委員会」「不登校対策支援委員会」（上記メンバー） ・指導方針と指導体制の確立 ・教職員の共通理解と連携 ・保護者への対応と連携	・いじめからの保護 ・安心できる環境作り ・自己実現が図られる支援 ・今後の継続的な支援 **＜加害児童・生徒の指導＞** ・いじめをやめさせる　・相手の苦しみへの気付き ・原因究明と問題解決 ・今後の継続的対応

＊重大事態への対処

●いじめが「重大な事態」と判断された場合の手順

①教育委員会への報告をし，教育委員会が設置する組織との連携・協力をする。
②被害の児童・生徒への緊急避難措置の検討，実施
③加害の児童・生徒への懲戒や出席停止の検討
④警察や児相等との連携
⑤緊急保護者会の開催

生活指導主任会報告内容の場合（学校で重篤だと判断する場合，または市教委等と連携して対応する場合）

●関係諸機関との連携
連携機関⇒（指導室，教育相談所，子ども家庭支援センターすこやか，多摩児童相談所，調布警察署等）
・関係諸機関との連携で出た情報は、いじめ対策委員会等で共有を図る。

年間指導計画

	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10月	11月	12月	１月	２月	３月
各教科	普通救命講習（第６学年）								「人権週間」			
生活指導	SC による全員面接（５年） セーフティ教室		ふれあい月間 あいさつ運動				ふれあい月間 あいさつ運動				ふれあい月間	
学校行事	入学式 始業式	ミドリンピック（運動会）		終業式		移動教室 始業式	移動教室	展覧会	終業式	始業式		卒業式 修了式
特別活動	集団生活のルール たてわり班活動	→										
道徳科	（重点内容項目）	⇒	個性の伸長		友情,信頼	相互理解,寛容	いじめを題材にした道徳授業	よりよい学校生活,集団生活の充実	いのちと心の教育月間	道徳地区公開講座		
家庭・地域	保護者会 調布市防災教育の日（学校公開）		保護者会個人面談			学校公開		地域懇談会	保護者会	学校公開	保護者会	